

令和6年12月2日から、 紙の保険証が「廃止」されます！



法改正により、現行の保険証の発行は令和6年12月2日で終了し、健康保険証として登録したマイナンバーカード【**マイナ保険証**】を基本とする仕組みに移行します。令和6年12月2日以降、紙の保険証は新しく交付（新規発行・再発行）ができなくなります。

! **マイナ保険証として利用するには、
マイナンバーカードに健康保険証の利用登録（紐付け）が必要です！**



登録方法

- ・マイナポータルからご自身で登録
 - ・市役所 健康課、みんなの窓コーナー（市役所、ゆめタウン武雄店）、医療機関や薬局の受付で登録
- ※登録手続きには「マイナンバーカード」と「数字4桁の暗証番号」が必要です。

マイナ保険証をお持ちの方

- 令和6年12月2日以降は、マイナ保険証での受診が原則となります。
- ご自身の被保険者資格（70歳以上の方には負担割合等）を簡易に把握できるよう、「資格情報のお知らせ」を送付します。

マイナ保険証をお持ちでない方

- 「資格確認書」を送付します。
- 医療機関等を受診する際に「資格確認書」を提示することで、これまでの紙保険証での受診と同様に医療を受けられます。



! **新しい保険証は、有効期限が切れるまで破棄しないでください！**

- 令和7年7月31日まで有効期限**の新しい保険証を7月中に簡易書留で郵送しています。

※期間中に70歳・75歳になる方は、有効期限が異なります。

※郵便配達時にご不在で、新しい保険証を受け取られていない方は、8月4日(日)までは武雄郵便局で、8月5日(月)からは健康課で保管しております。本人または同居する家族の方で、早めのお受け取りをお願いします。受け取りの際には、郵便局から投函された「不在連絡票」と受け取りに来られる方の本人確認できるもの(マイナンバーカード等)が必要です。

- 令和6年12月2日以降も、有効期限が切れるまでは引き続き使用することができますので廃棄しないでください。

※途中で転出や社会保険等加入により、武雄市の国民健康保険の資格がなくなった場合は、有効期限内であってもお使いいただくことができません。

マイナ保険証に便乗した「詐欺」にご注意ください。
マイナ保険証の登録手続き等で、市役所職員が金銭を要求することはありません。